

別 紙

「サービス付き高齢者向け住宅整備事業（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金要綱（平成27年4月9日付国住心第228号）第4一号に規定する事業）」に係る（建設地）市町村意見聴取の手続きについて

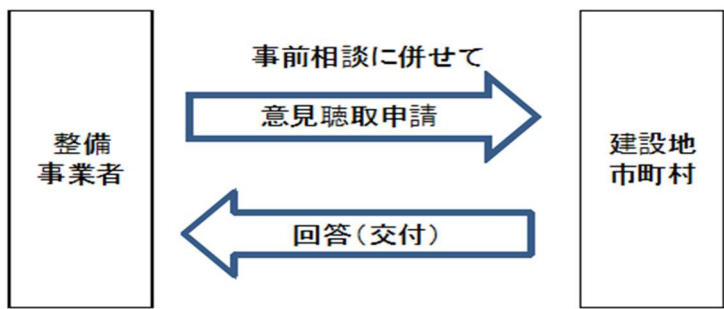
※国庫補助金交付要綱は単年度要綱のため、次年度以降の改定要綱における取扱いも同一とします。

1. 標記補助金交付申請を行うにあたり添付書類と規定されている「市区町村への意見聴取結果（の写し）」の取得については、当該住宅の建設地市町村ごとに下記手続きにより申請してください。

※意見聴取を要する市町村は、標記補助金交付団体のホームページ（下記URL）を参照してください。<http://www.koreisha.jp/service/iken/iken06.html>

(ア) 市町村が、「(山形県) サービス付き高齢者向け住宅の事務取扱い」第2(1)（※別添1参照）に定める整備事業者による建設地市町村への事前相談時に直接交付する場合

天童市、東村山郡中山町、西村山郡河北町、最上郡舟形町・戸沢村、西置賜郡小国町・白鷹町・飯豊町、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町
以上 10町村



(イ) 登録機関である県各総合支庁建築課にて、(建設地市町村長あて) 聴取申請書を受け、市町村意見取得後、整備事業者あて交付する場合

鶴岡市、寒河江市、村山市、尾花沢市、西村山郡西川町、北村山郡大石田町、最上郡金山町・大蔵村・鮭川村
以上 9市町村

